

## 会 議 録

会 議 名	2024 年度第 3 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会	
開 催 日 時	2025 年 1 月 21 日（火） 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委員	千頭 聡委員（会長）、榎本 訓康委員（副会長） 齊藤 由里恵委員、城野 沙織委員、玉木 知恵委員、広瀬 元光委員、長坂 友彦委員、後藤 知西委員 （欠席委員 1 名）
	事務局	三宅建設部長、黒田建設部兼都市整備部技監、田中上下水道課長、浅田課長補佐兼下水道工務係長、石井下水道業務係長、竹内主査、唐鎌主事、村瀬技師、城平技師
議 題	・下水道使用料の適正化について ・答申案について	
傍聴者の数	1 名	
審 議 内 容	1 議題 2 その他	
備 考		

## 審議内容

資料による説明後の質疑・意見等は以下のとおり。

### 【質疑・意見等】

#### ●事務局

前回の意見を踏まえ、追加で3パターンの使用料体系案を作成したので、前回提示したパターンを含め、改めて各委員に意見を求めたい。

#### ○会長

今回の審議会で新使用料体系案を定めていきたい。まず、各委員に事務局から提示されたパターンから望ましいと思われるものを選んでもらいたい。

#### ○委員

パターン②が良いと考える。理由としては、前回の使用料改定が1997年(平成9年)に実施とのことで、おおよそ30年間は使用料改定を行わずにいた。さらに、昨今の急激な物価上昇により、経費回収率が60%台と愛知県内でも低い割合に東浦町は位置している状況。この状況から、まずは経費回収率を80%に持っていくことが今回の使用料改定の目的であると考えている。

また、使用料改定を実施するためには、使用者の方への理解や議会での説明、条例改正等が必要になっていくため、できる限り分かり易い使用料改定内容にした方が良いのではと思う。そのためには、基本水量制の廃止と基本使用料、従量使用料を定率で値上げするといった2点に絞った使用料改定にした方が良い。

大口使用者の負担の在り方などは、予定している次回の使用料改定時に議論していければ良いと考える。

#### ○委員

同じくパターン②が良いと考える。今回の使用料改定は経費回収率を上げること、基本水量制を廃止することに合わせて経営の安定化を図ることが目的であったと思われる。経営の安定化という点では、基本使用料の割合や基本使用料の額を上げること、使用水量が多く水量の変動が少ない小口使用者へ負担してもらうことが経営の安定化になると考えられる。

個人的な意見としては、パターン②よりも逡増度を少し下げても良いと思っている。しかしながら、昨今の状況や現状の東浦町の経費回収率の段階では、経営の安定化を実現するために一定の値上げは重要であると考えている。その上でパターン②が望ましく、定率で増加させることで説明もしやすいと思われる。パターン②Aについては、パターン②と比較して経費回収率は高くなるが、小口使用者や大口使用者への負担の在り方を考える時に、大口使用者の負担だけ多くなるため、理由を明確に説明することが難しい。

別件で流域下水道負担金が値上げする予定があるとの説明が事務局からあったが、不確実性ではあるもののそれを考慮した経費回収率80%に到達するような使用料改定にしているのか。

●事務局

流域下水道負担金は3年に1回単価を改正する。来年度は境川流域下水道の単価が改正予定で5円近く増額する予定である。今後は、境川流域下水道、衣浦西部流域下水道とも単価は上がっていく見込み。一方、減価償却費は下がっていき、支出の増減は変わらない想定であるため、今後5年間に大きな影響は出ないと思われる。そのため、今回は流域下水道負担金の増額について考慮していない。

ただ、経費回収率100%で独立採算な経営の実現をする際は、5年毎の見直しで毎回使用料改定することがないように、長期的な収支予測は必要になってくると思っている。

○委員

パターン②が良いと考える。理由としては、経費回収率が他自治体と比べて低いこと、どの使用料単価区分においても負担する金額が少ないことが現状であるため、一定の水準まで値上げし負担するべきと考える。

小口使用者や大口使用者へどの程度負担してもらうことについての議論は、一定の水準まで使用料改定を実施した後にする内容になると思われる。

また、実際に使用料改定を実施する際、使用者の方へ説明が必要となってくる。使用者の方や事業者の方が納得できる説明をするためにも、一定の値上げで一律に負担してもらうことが望ましいと考える。

○委員

パターン②が良いと思われるが、もう少し経費回収率を高くしても良いと考える。

○委員

今回はパターン②と③の間を取ってなるべく小口使用者の負担を少なくする使用料体系を望んでいた。

一般家庭の視点で考えてみると、今月の収入が少ない場合、生活必需品等を購入する際は、なるべく収入に見合った安価なものを選択することができるが、下水道使用料のような収入の増減関係なく一律に負担しないといけないものに関してはなるべく抑えてもらった方が良いと考える。

また、経費回収率を上げていかなければ、持続可能な下水道事業の経営が難しくなることも理解できるので、経営を安定化させながら一般家庭の負担が少なくなるようにしてもらいたい。

○委員

パターン②Aと②Bの大口使用者に多く負担してもらう使用料体系が望ましい。大口使用者は規模の大きい下水道施設を必要とし、維持管理費用を増大されることから、負担を多くした方が良いと考える。

○会長

各委員に出してもらった意見をまとめると、長い間使用料改定せずに据え置いた結果、低い経費回収率になってしまったので、持続可能な下水道事業経営にしていくために一定水準に値上げすることは必要であるが、使用者の方へ理解をしてもらうためにも分かり易い説明が重要になってくる。

経営の安定化という点では、小口使用者へある程度負担してもらえれば安定するが、一般家庭の使用者の方への負担を大きくするのは懸念点ではある。

今後について事務局としては、短期間で使用料改定を実施する必要がないよう、長期的に持続できる独立採算な経営を次回の使用料改定時で考えていきたいとのことであるが、今回の使用料改定のように長年放置することは良くないと思われるので、結果的に使用料改定を実施する必要がない状況であっても定期的な見直しは重要になってくる。そういった内容は答申で明記させた方が良いと考える。

それらを考えた上で、数人の委員からは、経費回収率 100%を目指すときに議論すべきだとのことであったため、今回で全ての課題を解決するのではなく、第1段階として説明できるようにしていき、どのように使用料改定していくかを考えるべきとの意見があった。

一方、今回の使用料改定の各パターンを見ると経費回収率が低いのではと指摘もあったが、今回の使用料改定に対して、使用者の方への視点で考えると、下水道事業が経費回収率を長年低い水準で放置していたとも言える。そのため、急に経費回収率 100%へ持っていくことは負担が大きくなってしまうので、段階を踏まえて行うか、今回で理想に近づけるべきかという判断も必要になると思われる。

事務局が提示した使用料改定でパターン②が説明し易いとの意見が多かった。一方、大口使用者へ多く負担してもらおうパターン②Aや②Bが良いとの意見もあったが、下水道使用料が上がることで大口使用者である事業者が節水し、下水道使用料収入が減少することで効果が薄れる可能性が出てくる。

最終的には、使用料改定することで根拠のある使用料収入効果や値上げについて説明できるようにしていきたい。

これらを踏まえて、追加で意見等あれば伺う。

#### ○委員

使用料単価区分の 1 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>を 1 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>に変えた場合、どのような影響が生じるのか。

#### ●事務局

もし使用料単価区分を 1 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>にした場合、1 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>の使用者は一人世帯の若者や高齢者の方が多く、10 m<sup>3</sup>までは従量使用料が発生していなかったこともあり、負担が大きくなってしまう。

#### ○会長

1 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>の負担は一定で増えるので、さらに負担を多くするのは難しいと思わ

れる。

●事務局

逆に1 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>の使用料単価区分に合わせてしまうと使用水量の割合が多いところの下水道使用料収入が減少することになる。

○会長

議論を進めていく中でパターン②が良いという意見が多かった。ただ、今回の使用料改定では、長期間に経営を安定化させることができるわけではなく、流域下水道負担金の件もあり、そもそも経費回収率80%で問題ないのかという議論もある。

今回の使用料改定では、第1段階として使用料改定を実施し、実施する際には、使用者の方への理解があるので、分かり易く説明できることが必要である。

また、各パターンを見ても1人世帯などの小口使用者へは一定の負担を求めることになるため、それ以上の負担になるのは難しい。

一方で使用水量の割合が多いところ(主に使用水量が11 m<sup>3</sup>から30 m<sup>3</sup>までの使用者)へ負担してもらえれば経営は安定する。

これまでの意見を踏まえるとパターン②が適切ではないかと思われるが、意見のある委員はいるか。

【意見なし パターン②で下水道使用料体系案は決定】

○会長

次に答申について、使用料改定時には様々な懸念事項があるため、附帯意見として載せるべき事項に対して議論する必要がある。

事務局の方で答申案を作成してもらっているので、事務局から説明をお願いしたい。

●事務局

答申案について、過去2回の審議会の内容と各委員の意見を反映させた。答申案作成時には使用料体系案は未定であったので空欄にしていたが、いずれのパターンになっても大きく内容は変わらないような答申案にしている。

「2 答申について(3)従量使用料について」で、パターン②Aや②Bなどのハイブリット案が採用された場合の説明を赤書きで載せているが、今回パターン②が採用されたため、答申案から削除する。

今回の審議会でも長期に使用料体系を見直さず放置するのではなく、定期的に行うこととの意見があったが、東浦町下水道事業経営戦略に5年に一度の見直しを実施すると明記されており、経費回収率向上に向けたロードマップにも使用料の検討を5年に一度実施することとなっているため、附帯意見にも明記している。

○会長

一度答申案を確認してもらい意見等があれば伺う。

○委員

「2 答申について(1)基本使用料について」だが、4行目にある「下水道事業は施設ありきの事業であるため」に違和感がある。下水道事業は先行投資が必要な事業であることを分かり易く表現しているとは思いますが、少し表現を変えてもらえたらと思う。

○会長

言い換えの例を出すなら「下水道事業は固定費の割合が高い事業である」としても良い。

○会長

「3 附帯意見について(2)」で、1行目にある「審議会委員になるまで検針票を見たこともなく」は必要ないのではと思う。言い換えるとすると「下水道使用料を日頃から使用者の方へ気にかけてもらえるようにPRをすべき」というような表現にした方が良いと思われる。

○委員

「3 附帯意見について」だが、(1)であれば「経費回収率の達成に向けて」のようなタイトルをつけても分かり易くなるのではないかと思われる。

○会長

タイトルについて(1)では「経費回収率100%達成に向けた見通しを明確にすべき」や(2)では「使用者の方に下水道使用料の状況について広報・PR周知を図る」といったような表現になるかと思われる。

○委員

「1 はじめに」の5行目にある「公共下水道は住民にとってなくてはならないものとなっている。」という部分について、今後想定される大地震等の災害に対応できるように維持管理に力を入れていかないといけない状況なので、公共下水道施設を作って終わりではなく、適切な維持管理というような意味を含めた表現にした方が良い。

○会長

先程の指摘を表現するならば、「公共下水道の適切な維持管理というものの重要性が再認識された。」というようになるのではと思う。

○会長

「2 答申について」の2ページ目の2026(令和8)年度と2031(令和13)年度の5年後に下水道使用料改定を行うと記載されているが、5年後で下水道使用料改定すると明記しても良いのか。場合によってはもう少し短い期間で下水道使用料改定を検討しないといけない可能性もある気がする。これでは、2031(令和13)年度まで下水道使用料改定をしなくても良いという意味に見えてしまうのではと思う。

●事務局

指摘のように 2026（令和 8）年度と 2031（令和 13）年度で良いのかは分からないが、前回の審議会の際にも説明したとおり下水道使用料は水道料金とセットになっているところから、水道料金の動向と抱き合わせて考えていかないといけないと思っている。また、事実として東浦町下水道事業経営戦略に使用料の検討を 2026（令和 8）年度と 2031（令和 13）年度に検討すると明記しているため、答申案にも明記は必要なのかと考えている。

もし、使用料を検討する時期が 5 年で良いのかということが審議会で意見されるのであれば、附帯意見として載せる事項になるのかと思われる。

○会長

できれば今回で答申案を定めて、次回は最終確認して答申を完成させたいと考えている。

追加で意見等があれば伺う。

○委員

先程の使用料の検討時期について、附帯意見に明記するのであれば、合わせて経費回収率 100%を達成し、長期的な経営健全化を目指すというような文言も入れた方が良いと思われる。

○会長

「3 附帯意見（1）」に見出しつけて表現するならば、最終の文言は別として「経費回収率 100%に向けたきちっとした道筋を立てるべきだ」というようなことになるかと思う。

これらの内容は、我々委員の意見として入れるようにする。

○会長

2 ページの 1 行目にあるロードマップについては事実であるが、東浦町下水道事業経営戦略に既に公表されているので、さらに、答申に明記しなくても良いのではと思う。

答申案の全体を見ても、丁寧過ぎると感じるのも、もう少し端的にしても良いと考えるが、附帯意見は重要なので具体的に明記すべき。

気になる点として、「2 答申について（2）基本水量制の廃止について」の 2 行目「公共下水道整備を～・・・～概成している状況である。」の部分は事実であるので明記しても問題ないとも思われるが、端的に言い換えることもできるのではと考える。

○委員

「2 答申について（2）基本水量制の廃止について」の 3 ページ目 1 行目にある「他の自治体を見ても～」と他自治体と比較するような内容は、前述に基本水量制の廃止するにあたっての理由が明記されているので、不要であると考えている。

○会長

「(4) その他」の最終行「～ことを意見する」という表現よりも、明確な言い方に変えても良い。また、「経費回収率 100%に向けた議論」というよりかは、「経費回収率 100%に向けた検討」という表現の方が適切ではないかと思われる。

●事務局

審議会は決定機関ではないことを前提にそのような表現にしていたが、審議会の意見であれば表現を変えることとする。

○会長

審議会で町長へ答申することが最終決定ではなく、最終決定は議会によって決まり、使用料改定が成立する。あくまで審議会は町長の所属機関であるため、町長へ使用料改定における考え方や方針等を提案する機関であることに留意すべきである。

それでは今回の意見や指摘を受けて、事前に事務局から修正した答申案を各委員へ提示し、それに対する意見等をもらい、必要があれば再度修正する方向で進めていく。可能であれば、次回の審議会の直前には答申案の最終決定ができる段階までにし、答申ができるようにしたい。

●事務局

答申案が丁寧過ぎるとの意見があったが、事務局側としては答申された内容を町長が確認し議会へ諮ることとなるため、議員の方へ使用料改定の考え方を広げてもらいたいという思いがあったので、今回の答申案となった。そのため、審議会で不要となる情報を削除していきながら答申案を完成できればなと思っていたため、このような形となった。

○会長

答申案について、部分的には削っていくかもしれないが、全体的に大きく変える必要もないと思われる。

また、議会において、会議録は、審議会の答申における過程や様々な意見を見ることが可能であるため重要になってくる。

では、最後に事務局から何かあるか。

●事務局

後日、答申案の修正を送らせてもらうが、追加で修正等がある委員については、1月中にお願いしたい。

最後に次回の審議会は、令和7年3月6日木曜日東浦町役場3階合同委員会室で開催予定である。

○会長

以上で審議회를終了する。